

令和 7 年度

静岡県庁全国瞬時警報システム受信機更新業務委託
仕様書

令和 7 年 10 月

静岡県危機管理部危機政策課

1 適用範囲

本仕様書は、静岡県が発注する「令和7年度静岡県庁全国瞬時警報システム受信機更新業務委託」に適用するものである。

2 業務実施箇所

静岡県庁別館（静岡県静岡市葵区追手町9番6号）

3 目的

本業務委託は、全国瞬時警報システム（以下、「Jアラート」という。）受信機を、既設受信機（センチリー・システムズ製、型番：JARS-2000）から新型受信機（センチリー・システムズ製、型番：JARS-3000）に更新するものである。

4 Jアラートの概要

(1) 概要

国から配信される緊急地震速報、津波警報、弾道ミサイル情報などの緊急情報を、高度情報通信ネットワーク（衛星系）を用いて受信し、各種情報伝達手段を自動的に起動することにより、住民まで瞬時に伝達するシステム。

(2) システム構成

設備の全体は、高度情報通信ネットワーク（衛星系）を構成するパラボラアンテナ、Jアラート受信機、情報を表示する管理用パソコン、LGWAN回線接続設備、回転灯及び庁内放送設備で構成される。

(3) 受信システム

パラボラアンテナ及びLGWAN回線を利用して国から配信される緊急情報を受信する。

(4) 庁内放送システム等

緊急情報の受信を回転灯により周知する。

緊急地震速報を受信した場合、自動的に庁内放送設備が起動し、緊急放送で地震の発生を周知する。

津波注意報、噴火警報を受信した場合、ふじのくに防災情報共有システム（FUJISAN）を介し、自動的に緊急速報メールを配信する。

5 業務の内容

(1) Jアラート受信機の更新

- ・既設受信機2台（センチリー・システムズ製、型番：JARS-2000）を新型受信機（センチリー・システムズ製、型番：JARS-3000）に更新する。
- ・不要な配線及び機器は、全て撤去する。

(2) 各種設定

- ・ 新型受信機を別添のシステム系統図に従い、既設の機器に接続する。
- ・ 既設受信機の設定内容に基づき、新型受信機の設定を行う。
- ・ 既設の管理用パソコンにおいて、新型受信機の日データを閲覧、運用できるように設定を行う。

(3) 試験調整

- ・ 庁内放送設備との連携を試験により確認すること。当該試験は平日 18 時以降に実施する。
- ・ 試験結果を確認するため、庁舎内に 1 名以上の人員を配置すること。

6 稼働の確保

受注者は、業務を実施するにあたり、Jアラートの常時稼働が確保できるよう努めることとし、必要に応じて応急措置を講ずるものとする。

やむを得ず Jアラートを一時停止する必要がある場合は、事前に発注者へ連絡するとともに、できる限り停止による影響を少なくするよう調整すること。

7 報告・連絡調整等

受注者は、業務を実施する前に、作業計画書や業務代理人通知、連絡体制表を提出すること。

8 納入成果物

受注者は、以下に示す納入成果物を履行期間内に納品すること。納入部数、納品形態などの条件については、発注者との協議により決定する。

(1) Jアラート受信機に関する資料

- ア 仕様書
- イ 取扱説明書

(2) Jアラート受信機設定内容に関する資料

- ア 受信機の初期設定に関する資料
- イ 緊急情報受信時の設定に関する資料

(3) 機器障害発生時連絡体制表

(4) その他発注者が指示する資料

9 業務履行に当たっての留意事項

(1) 仕様書の疑義

本仕様書に疑義を生じた場合、受注者は発注者に連絡の上、指示を受けるものとする。

本仕様書に関する発注者、受注者の内容解釈が相違する場合は、両者協議の上、決定する。

(2) 経過報告

本業務の履行中、必要と認められるときは、発注者は受注者に対し随時経過報告を求めることができるものとし、受注者は必要な書類及び電子媒体等を速やかに提出するものとする。

(3) 不具合への対応

本業務完成後、受注者は業務受託部分における不具合等に、迅速に対応できる連絡体制を構築することとする。

(4) その他

本業務に関する定めなき事項、または解釈の疑義もしくは紛争等は発注者と受注者とが誠意をもって協議し、解決するものとする。